

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和4年11月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区保育人材確保事業に関わる採用活動支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、待機児童を解消するため、認可保育施設の整備等に取り組んできた結果、令和4年4月時点において、3年続けて保育待機児童の解消を達成したが、保育施設の新規開設に伴う保育人材の確保や職場定着について、積極的に支援していく必要がある。そのため、人材確保や紹介に関するノウハウ等を有する事業者を採用活動支援業務を委託し、保育運営事業者の人材確保について積極的に支援していく。

(3) 業務内容

委託事業者の人材確保や紹介に関するノウハウ、情報ネットワーク等を活用することで、保育運営事業者の採用活動を支援する仕組みを構築し、その運用等を行う。

① 世田谷区保育人材情報ポータルサイト（現名称「せたがやHoiku Work」）の構築・運用

保育士資格を有する者又はこれから取得する者若しくは保育に携わる専門職等（以下、「保育人材」という。）に対して、区内の保育施設に就職してもらえるよう、インターネット上において各保育施設の概要や保育人材に関する求人情報等を閲覧できるポータルサイトを構築・運用する。ポータルサイトのトップページでは、区の保育理念・保育方針・保育の質ガイドライン等に関する取り組み等を紹介し、区内で働くこと及び区内で暮らすことの魅力をPRするほか、保育施設の様子・保育士の体験談などのページを作成・掲載する。

（せたがやHoiku Workに代わるWEBサイト(受注者の運営する既存の求人サイト等)での情報掲載、運用も可とする。

② (仮称) 保育のおしごと就職相談会及び保育士養成校訪問の実施

区内の保育運営事業者12社以上との面談の場を設定する相談会を企画し、また相談会では、保育人材に対して、保育の楽しさや社会的意義を再認識するための学識経験者・施設長などの講演等を行う。相談会は、年2回都内で実施する（年1回の実施も可とするが、その場合の事業者は25社以上とする。）ほか、地方複数都市において上京希望者を対象とした相談会を年14回以上実施し、全国から保育人材を確保する。なお、地方都市における相談会については、オンラインによる相談も可とする。集客目標は都内相談会については延べ150人とする。また、相談会実

施前には、保育士養成校あて広く周知し、集客活動を行う。また、区内養成校（3校程度）については直接訪問し、就職相談会他区の人材確保事業について情報提供を行い、人材確保につながる取り組みを行う。

③ 人材確保に関する専門的助言実施事業及びセミナー実施

新規開設が決定している保育施設事業者、もしくは保育施設を運営する事業者のうち希望する事業者に採用活動の手段や手法、求職者に対するプレゼンテーションの方法等に関する個別専門的助言を年10回以上行う。また、保育施設運営事業者を対象とする人材採用や離職防止や人材定着をテーマとしたセミナーを年1回以上行う。

(4) 履行期間

契約締結日（令和5年4月1日）から令和6年3月31日まで

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和6～7年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
 - ③税務署が発行する法人事業税
 - ④財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 保育士の雇用・就業に係る支援の実績があること（自治体以外の受託実績含む）。
- (6) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格 ISO/IEC27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査方法

- (1) 提案内容を合議により審査するため、審査委員会を設置する。
- (2) 会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書を基に審査委員会にて総合的に審査を行う。

- (3) 審査を行う上で、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者より該当する応募事業者に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

①事業目的と効果、事業概要について

本事業の実施目的と期待される効果を十分理解して、一体的な実施事業を提案しているか。

②業務運用方針

業務の内容が要件に適合し、保育人材及び新規開設が決定している事業者や区内既存運営事業者（以下、「利用者」という。）にとって有効なものであるとともに、その運用方針及び実施方法は現実的なものか。人材確保に向けた実績が期待できるか。

- ・世田谷区保育人材情報ポータルサイト（せたがや Hoiku Work）もしくはせたがや Hoiku Work に代わるサイトの構築・運用

ポータルサイトの基本機能は、利用者が利用しやすい機能となっているか。

インターネット上でのアクセス数が十分であるか、またアクセス数向上に向けた取り組みが、適切になされているか。

- ・（仮称）保育のおしごと就職相談会の実施

就職相談会のプログラムの内容は的確で、利用者が参加しやすい実施手法となっているか。

- ・養成校に向けた集客活動や取り組みが具体的で工夫されている内容であるか。

- ・人材確保に関する専門的助言実施事業

事業内容は的確で、専門的助言を実施する内容に関する提案が具体的か。

③業務処理について

業務処理の流れは明確で、あらゆる場面で受託事業者が責任をもって処理する仕組みになっているか。

④ 情報システムの安全性について

情報システムは安全性の高いものであり、個人情報保護対策は適切か。

⑤ 保育運営事業者、求職者を支援する仕組み

保育運営事業者、求職者に対する相談・支援体制は整っているか。

⑥スケジュールについて

事業実施スケジュールは具体的で明確なものか。

⑦事業実施できる体制を組んでいるか

事業部門の設定は適切で、業務に漏れがなく、また責任者の業務履歴は事業内容にあったものであるか。

⑧その他（独自の提案、特にPRしたい点など）

- (2) 経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。

- (3) 過去の事業実績について

- (4) 見積りの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 担当部課

保育部保育運営・整備支援課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-2320 FAX 03-5432-3018

電子メール SEA02089@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 令和4年11月25日(金)～12月9日(金)

交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限 令和4年12月9日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

※郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けないものとする。

(4) 質問の提出期限及び提出方法、回答方法

提出期限 令和4年12月23日(金)午後5時まで(必着)

提出方法 上記(1)担当部課へ電子メールによる

回答方法 令和4年12月28日(水)

参加表明書を提出した事業者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和5年1月13日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口まで持参

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、区が必要と認める専門性の高い業務についてはその限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

- (11) 詳細は提案要求説明書による。
- (12) 本案件は、令和5年度の提案限度額は33,858,000円（税込み）としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。